

2020年度（令和2年度）

事業計画

社会福祉法人 えのき会

えのき会 基本理念

『重い障害があっても、地域の中であたりまえに暮らす』

「障害のある人が必要な支援を受けながら、地域のなかでその人らしくあたり前に生きていける社会、すべての命が大切にされる社会こそ、真に豊かな社会です。」

私たちは、こんな社会をめざす事を基本理念とします。

えのき会 倫理綱領

えのき会は、事業が年々拡充していき、職員も毎年増加しています。大所帯となっても、21世紀を見据え「利用者主体」のサービスが提供できるよう、基本理念を浸透させ、継承していく必要があります。

そこで、職員自らが役割と使命を自覚し、基本理念の具現化に向け、統一した取り組みをしていくため、ここに倫理綱領を定め、最善のサービスの提供に努めます。

- 1) 職員は、利用者一人ひとりの人間としての権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害をせず、かけがえのない存在として尊重します。
- 2) 職員は、利用者と共に地域がどうあってもらいたいのか考え、社会の一員としてそれらの実現に向け、共に取り組んでいきます。
- 3) 職員は、利用者が主体となって、自己決定、自己実現できるよう、傾聴の念をもち、利用者の思いを大切にします。
- 4) 職員は、専門知識や能力向上のため、自己研鑽にはげむことを惜しみません。常にサービスの向上を考え、意識のもと、支援していきます。
- 5) 職員は、一社会人としてのマナーを守り、チームとしてお互いに気持ちよく働き続けられる職場づくりを目指します。

2020年法人の運営方針

1. 法人理念の具現化に向けたサービスの標準化と質の向上
2. 組織再編による経営の安定化並びに管理職の養成強化
3. 事業所毎に中核を担える人材の配置と育成の強化
4. キャリアパス制度による人材育成・管理

2020年人材の育成方針

1. キャリアパス制度の浸透・定着化
2. 業務マニュアル、手順書等の見直し・整備をつうじた人材育成
3. 年間サイクルによる新任職員の育成
4. 職員個別育成計画の充実並びに定期的なヒアリングの実施とOJTの活用
5. 外部研修報告会やケースカンファレンスによるスキルアップ
6. 各事業の中核が担える人材の養成
7. 事業運営と人材育成が担える幹部職員の養成
8. 介護職等によるたん吸引等の実施研修

2020 年度事業方針

【運営体制】

組織再編の三年目を迎え、管理職が施設長として施設経営管理が担えるよう、主任・中堅職員と連携し各事業が運営できる組織に改編する。同時に、法人として「ガバナンスの強化」に努め、管理職がその重責を担い継続可能な管理体制を構築していく。特に、今期は部門ごとに目標を明確に掲げ、所長、主任が核となり、チームによる業務遂行できる組織づくりに取り組む。また、各職員のキャリアをふまえ兼務する業務を明確化し、専従職員を軸に、兼務職員と連携し各事業所の特徴を継承できる運営体制を整備する。

【ハード面】

法人理念である「重い障害があっても、地域の中であたりまえに暮らす」ことの具現化と社会福祉法人として「共生社会」の実現にむけ、桃山町西町に地域に貢献できる多機能を備えた新事業所を建設する。また、5年目を迎える放課後児童デイサービス事業「そらまめ」については、利用対象者のニーズ把握に努め、活動拠点を何処におくか、事業継続が可能か等、今後の方向を明確にする。

【ソフト面】

地域貢献に向け、地域ニーズの把握に努めるとともに、高齢者やひとり親世帯等これまで法人としてアプローチしてこなかった分野との連携を模索していく。対人援助技術を向上させるため、全体会議において定期的にカンファレンスの機会を設ける。また、利用者の情報を事業所間で共有するとともに、管理職がそれらの情報を活用し、人材育成の視点に立って業務分担や人事に反映していける仕組みを構築する。

【労働環境】

職員のメンタルヘルスに悪影響を及ぼさないよう、昨年度に立ち上げた働きやすさ推進委員会において職員の声に耳を傾け、労働環境を委員会で把握し、働き方・休み方等の改善に向けた提言を行い、管理職・職員が一体となって共有し改善に努める。特に、夜勤等交代制勤務の負担軽減を図るため、勤務シフトを検討し、改善にむけ人員確保に努める。また、引き続き育児介護休暇等も利用促進できるよう努力し、有給休暇において時間単位での取得や奨学金返済軽減支援制度を創設する。

【人材育成】

新任職員の育成にあたっては、年間サイクルのなかで指導し、チームによる育成を推進させる。また、職員の育成にあたっては、各階層の育成目標に加え、個々の課題設定を明確化し、人事考課時期の前後に育成担当者と懇談する機会を設ける。また、OJT、階層別研修に重点をおき、研修後には就業状況を振り返り、研修成果が反映されているか考察する。

一方、ニーズの高まる医療的ケアに関して、担える人材を養成するため3号研修の受講を奨励する。また、育成を担う者は、職員それぞれの持ち味・長所を伸ばし、自信を深め業務遂行できるよう、兼務先の事業所のリーダーと一体となり、できることや信頼関係のなかで自ら弱点に気づき改善に取り組む姿勢を導いていく。中堅職員については、サービス管理責任者、サービス提供責任者等、チームリーダーとしての役割を担い、リーダーシップを発揮する機会を設け、同時にチームとしての業務目標管理にも参画し、法人が求める役割を自覚してもらう。管理職については、今年度は財務管理に重点をおき、研修の機会をもつなど必要な知識と実践できるスキルの習得を目指す。

生活介護事業所部門事業計画

共通目標

○(仮称) さくらの家西町分室開設にむけての検討。

次年度より新たな事業所が開設されるのを受け、榎の家、さくらの家の活動状況を見直し、三か所の活動拠点が有効活用できるよう、活動内容、職員・送迎体制等を総合的に検討し提案する。

○利用者の健康状態を把握し、体調を維持し、安全に過ごせるようにサポートする。

利用者の健康状態の把握にあたっては、日々のバイタル測定を基本に、表情、顔色、発作、嚥下状態、体重の変化、排せつ状況を把握しボディーチェックなどを行う。変化がみられる場合は、原則として複数職員が目を確認を行い、看護師に連絡相談し、必要に応じて医療機関と連携を図る。また、定期的に通院同行を実施し、主治医との関係強化も図っていく。利用者の立場、思いを理解する努力を怠らず、不快にならないよう配慮し、個々に寄り添った支援を行う。

○権利擁護・虐待防止に努める。

利用者の立場や個々の思いを尊重し、気持ちに寄り添った支援を行うことで、利用者の権利擁護、虐待防止に努めていく。

○利用者・ご家族のニーズへの適切な対応をおこなう。

利用者本人・ご家族からの要望に関して傾聴の姿勢で応じる。実際の対応に関しては、事業所内、または関係事業所と協議し検討する。また、入浴に関してニーズの実態把握に努め、必要であれば榎の家の浴室改修など環境整備も視野に入れ、十分な入浴サービスが提供できるようにする。

○職員育成に関して 次期リーダー、中堅職員の育成を重点的に

活動拠点の増加に向けて、今期は次期リーダーや中堅職員の育成に力を入れていく。

新規採用職員の年間育成を担う事業所として、育成担当を配置する前に主任を中心に関係職員が事前協議し、育成方針等共有する。着任後三ヶ月、その後秋、年度末と期間毎に評価し育成方向を見直し安心して業務にあたれるよう育成する。

また、関係事業所とリスク検討を定期的実施し、アクシデントを予見できるよう努力する。ケースカンファレンスに関しても、デイミーティングでの話し合いを重ね、年4回程度は計画的に実施していけるようにする。現在の課題だけでなく、利用者の未来を視野に日々の関わりをもてるような職員集団となれるよう職員個々の質の底上げを図る。

「榎の家」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久(兼務) 副所長 清水 直子
サービス管理責任者 平井 健二郎(専従)
生活支援員 12名(常勤換算)
看護師2名(常勤換算) 栄養士2名(兼務) 嘱託医師1名
運転手1名(非常勤) 事務員1名(兼務)

Ⅱ. 事業所の目標

○医療的ケアが必要な利用者へ適切な対応・環境を準備する。

気管切開された利用者が複数おられるなど、医療的ケアが必要な利用者も安心して日中の活動に参加し、その人らしく過ごせるようサポートしていく。一方、職員においては医療的ケアに付随する基礎的な知識の習得を目標にする。また、実際のケアの現場においては、看護師と連携し安全に医療的ケアを提供できるようにする。

○活動は、個別プログラムの充実と適切なストレッチの実施へむけて

個々の利用者にあった活動プログラムを見極め、また懇談時にも確認し、より充実したプログラムを提供できるようにしていく。全体で行うレクリエーションも取り入れ、全体活動を楽しむ機会も担保する。また活動スペースとしての北館 2 階の利用も検討していく。ストレッチについては年々、ニーズの高まりもあり、安全かつ効果的なストレッチを行うために、年に 1 回はリハビリ同行をし、実施内容等の確認を行うようにする。

Ⅲ. 事業概要

運営方針

個別、グループ活動の充実を図り、利用者さんのペースに合わせた過ごし場の場とする。

利用者それぞれが日中を自然体で過ごすことができることを大事にする。また職員も穏やかに働ける環境を整え、利用者にとって居心地のよい場所になるように努める。

活動においては、利用者個人の興味、志向を中心にとらえ、職員、利用者の一対一でじっくりと取り組める個別活動を重視する。また、個別活動以外では、複数人でグループを形成し、活動することで他利用者や様々な職員とのコミュニケーションを楽しめる場を担保する。

体調管理を行っていく上で、利用者が定期通院や機能訓練に行かれる際に、職員が同行し、情報を収集、確認した上で、関係者に周知する。

また、介護が必要な方には入浴や排せつ、食事などの日常生活動作の介助を行い、QOLの向上を図り、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に努める。

「さくらの家」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務）

サービス管理責任者 奥村 千鶴（専従）

生活支援員 7名（常勤換算）

看護師1名（常勤換算） 栄養士1名（常勤） 医師1名（非常勤）

運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

Ⅱ. 事業所の目標

○活動面の充実を図る（リハビリの強化・ご家族のニーズに対応する）。

日中活動において、来年度に向けた新規事業所での取り組みも視野に入れ、利用者の能

力を引き出し、興味を持って取り組める活動を模索していく。

また、従来の活動を継続しながら、高齢者施設への訪問や図書館外出、イエローキャンペーンの活動等、定期的に外出する機会を設ける。

ストレッチにも重点をおき、主治医・理学療法士との連携を図るためリハビリへの同行を定期化し、身体機能の維持に努める。

利用者・ご家族の入浴のニーズを把握し、対応できるようにチーム体制を整える。入浴時には安全面に注意し、利用者の清潔保持、皮膚状態の把握に努める。

○地域交流を継続し、地域に根付いた事業所に

アルミ缶リサイクルの回収を継続し、地域の方との交流機会を増やしていく。また、地域の方の方との交流の機会が増えるようにチラシを作成し、ポスティングを継続する。

Ⅲ. 事業概要

運営方針

日勤職員が中心となり、利用者が楽しく安全に過ごせる生活介護を目指していく。利用者のニーズに対応できるように、利用者に寄り添い、気持ちの理解に努め、ご家族や他の事業所との情報共有をはかる。また、利用者の将来を見据え、相談支援事業とも連携をとりながら、カンファレンスを実施し総合的な視点をもって支援をおこなっていく。

活動面に関しては利用者の様々なニーズに対応し、それぞれの障害特性を考慮しながら利用者主体の活動を展開していく。

*以下「榎の家」「さくらの家」共通

サービス内容

利用者一人ひとりのニーズやそれぞれの可能性を求めて、以下の日中活動を提供します。

- ① グループ活動 紙漉・創作活動・アロマ・クッキング・音楽療法・ミニシアター・陶芸・アルミ缶リサイクル活動、周辺散策、染め物、園芸等
- ② 行事 音楽イベント・お花見・外出レクリエーション
- ③ 個別活動 ストレッチ・手芸・パソコン等
- ④ 入浴サービス 入浴を希望される方に提供します。
- ⑤ 送迎サービス ご自宅から榎の家・さくらの家までの送り迎えを実施します。
- ⑥ 給食サービス

対象者と利用定員

山科区・伏見区(一部の地域は除く)にお住まいで、主に身体障がいのある18歳以上の方
一日の利用定員20名

利用時間

榎の家 : 月～土曜日 (祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)

さくらの家 : 月～金曜日 (祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)

9時40分～15時40分 (送迎時間は除く)

所長が必要と認めた場合は、臨時に休業する場合があります。

費用

- ①食事の提供 昼食代 600円（食事提供体制加算該当者は400円）
- ②入浴に係る光熱水費として 一回500円（洗髪のみの場合は一回250円）
- ③音楽療法 一回200円
- ④リラクゼーション(アロマ) 一回50円
- ⑤クッキング 実費（100～300円）
- ⑥グループ活動・個別活動として実施する創作活動に係る材料費 実費
- ⑦ 行事（外出含む）参加に伴い必要とする経費 実費
- ⑧コーヒー 一杯50円（希望者のみ）

IV. 会議・他機関との連携等

1. 榎の家・さくらの家職員会議の開催（勉強会・ケース検討等）（月1回）
2. デイ担当者会議・看護師MT（週一回）
3. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
4. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加
 - ・関連事業所との交流実習派遣
 - ・総合防災訓練の実施（年2回）
5. 京都市生活介護等事業連絡協議会
6. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
7. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）
8. 総合支援学校生徒の実習受入れ

グループホーム部門事業計画

I. 共通目標

- 事業所の将来を見据え、次世代のリーダー職の育成に取り組む。職員自らが率先して意見・提案し、ボトムアップができる職員体制の構築を進める。
- 管理者間で定期的に会議を設け、情報の共有を図り、業務改善への取り組みを推し進める。また、担当者間レベルでの協議の場を設け、業務の標準化、ホーム間の協力・連携体制を深める。
- ホームにおける働き方改革として、現状の職員体制を勘案した上で、夜勤体制の見直しを視野に、職員の声に耳を傾けながら職員の負担軽減、働きやすい、長く務める事ができる職場環境の構築を目指す。
- 計画相談に基づいて個別支援計画を作成し、毎月の事業者内での会議で計画内容に添った支援が実施できているかを確認する。また状況によって、ケースカンファレンスを実施し、支援内容の変更も視野に入れながら、利用者の望む生活が送れるよう支援する。

- 利用者の加齢にともなう身体機能低下が今後も予想される中、個々の身体状況を把握するため、日々の観察を丁寧に実施する。変化がみられた場合は、症状により往診医、医療機関、各専門職と連携をとり、早期受診を心掛ける

グループホーム「ハックベリー」

II. 実施体制

管理者 高尾 良子（兼務）
サービス管理責任者 高尾 良子（生活支援員兼務）
世話人 1.3名（常勤換算）
生活支援員 1.1名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

III. 事業所の目標

- 個々の外出への思いを受け止め、安全に快適に外出できるようにする。特に、この1年は、次年度ホーム全員での旅行に向けてのステップアップの年とし、個別外出、月1回のホームでの外出は継続。個々の身体状況、季節等で外出できない場合も予想されるため、室内で楽しめる余暇活動を企画し、より充実したホームでの生活を営んでいく。
- 医療的ケアを実施するにあたり、看護師に直接指導をうける機会を持つ。またホーム所属の職員がさらに知識を得るために学習の機会として、医療的ケアの外部研修に参加し、人事交流をするなかで情報を得る。

グループホーム「ベル」

II. 実施体制

管理者 森下 耕児（兼務）
サービス管理責任者 高尾 良子（生活支援員兼務）
世話人 1.3名（常勤換算）
生活支援員 1.1名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

III. 事業所の目標

- 事業所の月1回の外出を継続し、心身のリフレッシュと余暇の充実を図りつつ、利用者間・職員間との関係性と相互理解、絆を深めていく機会に繋げる。
- 昨年度1年かけて事業所として取り組んだ、ケースカンファ、定めた事業所の方針の元、支援者としての日々の利用者様との関りを深めていく。

*以下「ハックベリー」「ベル」共通

IV. 事業概要

運営方針

利用者のニーズを拾い上げ、個々に合わせたより細やかな支援を実施し、心身共に健康で安心できる生活が営めるようにする。また、それぞれの日中の通所先とも密に連携

をとりながら利用者の生活全体の把握に努め、より良い支援へと拓げていく。

また、地域社会資源の利用の機会を設け、社会の一員としての暮らしを実現していく。

サービス内容

利用者一人ひとり毎に個別支援計画を作成し、それらにそってADL面で必要な介助や生活相談に対応していく。同時に、居室の清掃や衣類等の洗濯、朝食、夕食の提供等、日常生活が営めるように支援する。また、土・日・祝日等の昼間にも必要があれば支援していく。

対象者と利用定員

知的あるいは身体に障がいのある18歳以上の方（重複障害のある方も含む） 6名

費用

- ① 敷金(預り金) 50万円(新規入居者のみ)
- ② 家賃 一月 20,000円
- ② 光熱水費 一月 10,000円(12月～2月は暖房費5,000円加算)
- ③ 食費 朝350円、夕400円 昼食は除く(実費)
- ⑤ 消耗品費 一月 1,000円 台所洗剤、ゴミ袋、洗濯等

IV. 会議・他機関との連携等

1. 担当者会議の開催(勉強会・ケース検討等の実施)(月1回)
2. 法人職員会議(人材育成・勉強会等)(年数回)
3. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会(介護・摂食・普通救命講習等年5回程度)への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加(派遣研修)
 - ・総合防災訓練の実施
 - ・他事業所の見学実習
4. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
5. 協力医療機関(医療法人社団神野医院)

短期入所事業「サポートセンターえのき」事業計画

I. 実施体制

所長(管理者) 森下 耕児(兼務)
職員 約15名(兼務)

*利用がある日には必要な職員;夜勤者あるいは宿直者の他生活支援員を配置する。

II. 事業所の目標

- 利用者の在宅生活が継続・向上していけるよう、関係機関とも連携し、サービスの提供を心がける。
- 利用者のニーズを掘り下げ見極めながら、現状の職員体制に即し効果的なサービスを提供していく。

Ⅲ. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされるサービスを行う。

サービス内容 短期入所…宿泊の支援を行う。

対象者 京都市に在住で関連する法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

*原則 平日 16 時～10 時、但し土・休日は相談可（12 月 30 日～1 月 3 日は休業日）

特定相談支援事業所「えのき」事業計画

Ⅰ. 実施体制

管理者 村上 高久（兼務）
相談支援専門員 村上詠子（兼務） 白石衣代（兼務）

Ⅱ. 事業所の目標

障害福祉サービスを利用されている方が、安心して継続的にサービスを受けながら、生活の質を向上させられるように、生活全般に関する相談、情報提供、支援計画の作成等を行う。

Ⅲ. 事業概要

運営方針

- 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

サービス内容

1. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時20分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

2. 指定計画相談支援の提供方法及び内容

- (1) 日常生活全般に関する相談

- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定計画相談支援に関する内容
 - ア サービス利用計画の作成及び評価
 - イ 訪問による継続的なモニタリング
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

対象者等

伏見区・山科区にお住まいの障がいのある 18 歳以上の方

なお、上記地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道 15 キロメートル未満 300 円
- (2) 事業所から片道 15 キロメートル以上 500 円

IV. 会議・他機関との連携等

1. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
2. 職員研修
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年 5 回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・京都市が主催する相談支援専門員等スキルアップ研修（年数回）
3. 南部・東部自立支援協議会関連の各種会議への参加
4. 関係機関・関係事業所とのカンファレンスの開催

「サポートセンターめい」事業計画

- I. 事業名** 居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）
地域生活支援事業（移動支援）

II. 実施体制

管理者 田中 耕一郎（サービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者 北井 恒平 高田 知子 田中 徹
職員 34 名（兼務） 登録ヘルパー 8 名（兼務） 事務職員 2 名（兼務）

III. 事業所の目標

- サービス提供責任者・中堅職員を中心としたチームを構成し、状況共有をおこなう。中堅・若年階層に該当する人材の力量を分析し、進捗状況を把握し適切な指導をおこなうことで、職員の資質向上およびチーム力の向上を図っていく。
- 利用者に応じて法人会議の場を有効活用し、カンファレンスや情報共有など行い、外部研修の報告や会議の積み重ねにより、職員同士が意見を出し合える機会を設ける。

- 管理職と中堅職員が連携し階層に応じた育成を実施し、兼務する事業所が一体となって人材を育てるという意識を浸透させ、日常業務における OJT を定着させる。
- 4～5年目をむかえる職員については、管理職・中堅職員が連携し、在宅支援や兼務する事業における支援スキルを把握したうえで、居宅支援業務を計画的に引き継いでいく。また、強度行動障害支援者研修の資格取得を促進し奨励する。
- 年間計画を基に利用者や支援状況、課題ニーズを把握し支援に反映する。また、サービス提供責任者が同行確認を行い、アドバイスや内容を記録し職員の力量を分析する。
- アクシデント・苦情があれば、迅速に状況確認し、職員共に対応を行う。全てのケースに対しサービス提供責任者が連絡をおこない、状況に応じて訪問を実施する。一方、当該職員については理解が深められる様、面談によるフォローアップを行い、会議・研修を通じてリスク管理の認識を深められる様、取り組んでいく。
- 2021年に向けて、事業所の移転を目指す。

IV. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされる支援を行う。

支援内容

① 居宅介護

身体介護・・・ご自宅に訪問し、入浴や排泄、食事などの介護を行う。

家事援助・・・ご自宅に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行う。

通院介助・・・1人で通院することが困難な方の援助を行う。

重度訪問介護・・・日常生活全般に常時の支援を要する方を対象に支援を行う。

行動援護・・・外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応を行う。

② 地域生活支援事業（移動支援）・・・社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行う。

対象者

山科区・伏見区・北区（北山通り以南）・上京区・左京区（北山通り以南、東大路通り以西）・中京区・下京区（五条通以北）・右京区（天神川通り以東）にお住まいで関連の法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

月～日 6時半～22時（12月30日～1月3日は休業日）

V. 会議・他機関との連携等

1. 居宅会議の開催（勉強会・研修報告等の実施）（月1回）
2. 職員会議（人材育成・勉強会・調整などに関する会議）（月1回）

3. サービス提供責任者会議（月 1 回）
4. ケース会議（月 2 回）
5. 職員研修
 - ①法人職員研修会（研修委員会が企画）（年 5 回程度）
 - ②社会福祉協議会等が主催する研修会への参加
 - ③「上京区障がい児者支援ねっとわーく」勉強会への参加（年 6 回）
6. 登録ヘルパーを対象とする会議の開催
7. 京都市居宅介護等事業連絡協議会（年 6 回）
8. 京都市南部・東部障害者自立支援協議会
9. 上京区障害児者生活支援連絡会（月 2 回）

放課後等デイサービス「そらまめ」事業計画

I. 実施体制

管理者・児童発達管理責任者 飛岡 智子
 専任保育士 1 名
 児童指導員兼務 1 名、保育士兼務 3 名、
 指導員 2 名 事務職員 1 名（兼務）

II. 事業所の目標

- ご家族・学校と連携を図り、児童個人にあった活動を考え、学校や家庭とは異なる空間で過ごせる場を体験することで、成長期の児童が安心して新しいことにチャレンジしていくように、また活動を通して異年齢の仲間や職員との交流の場となるようにことができるようサポートしていく。
- 夏休みなどの長期休暇の日中活動で、外出・音楽療法・クッキング・創作などの場を設け、ご家族・学校では体験できない活動の場を作ることで、児童が安心して楽しめる事業所にしていく。
- 児童の成長や将来を見据えて、ご家族・学校・関係機関と情報共有を取りながら、上京区連絡協議会・上京ネット等とも情報交換し、地域と一体となった支援の取り組みを目指す。また障害特性・疾病・成長過程の対応などについても連携して取り組む。居宅支援や移動支援のニーズがあれば法人内外の他事業と協力し支援につなげていく。
- 新卒職員の育成・中堅職員のリーダーシップの発揮など階層にあったそれぞれ職員の「育成目標」を明確にし、管理者・責任者・職員が一体となり事業所全体で一緒に成長していく。
- 現場で連絡ノートに加えカレンダーやホームページのブログで活動の予定や様子をお知らせし、ご家族の声を聴く機会（懇談会・アンケートなど）も設け、積極的な情報共有を行っていく。また、災害時の対策や連絡方法などの情報も、分かりやすい形でお知らせする。
- 事業が継続可能となるよう、職員の個々のスキルとチームワークを高め、既存の利用者の利用可能日を拡大し、新規利用者の獲得を目指していく。同時に、地域ニーズを探求し事業所の移転も検討する。

Ⅲ. 事業概要

運営方針

児童一人ひとりに合わせたプログラムを考え、学校・家庭と連携をとりながら、児童の成長をサポートし、児童やご家族が安心できる空間を提供する。

児童たちの将来を見据えた支援を考え、卒業後のサポートや地域の中で当たり前暮らししていける環境を他事業所と協力し支援していく。

サービス内容

児童の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

平日 月曜から金曜 学校終了後から 17 時 30 分まで

長期休 月曜から金曜 10 時 30 分から 17 時 30 分まで

児童が様々な経験ができるよう、以下の活動を提供します。

①週間活動 ゲーム・クッキング・創作

行事(クリスマス・バレンタイン・進級式・曜日対抗運動会など)

②散歩(買い物・外出おやつ・公園・お花見など)

③長期休みの外出(高野スポーツセンター・イオン買い物・御所での水遊びなど)

④入浴サービス 入浴を希望される方に提供します。

⑤送迎サービス 学校～そらまめ、そらまめ～ご自宅までの送り迎えを実施します。

対象者

北区・上京区・左京区・中京区・下京区にお住まいの方

提供時間

月～金 10 時 30 分～17 時半 (12 月 30 日～1 月 3 日は休業日)

Ⅳ. 会議・他機関との連携等

1. 放課後デイ会議の開催(勉強会・研修報告等の実施)(月 1 回)

2. 職員会議(人材育成・勉強会・調整などに関する会議)(月 1 回)

3. ケース会議(月 1 回)

4. 職員研修

①法人主催の職員研修会(研修委員会が企画)(年 5 回程度)

②外部が主催する研修会への派遣(新任研修・放課後等デイサービス関係職員研修・医療的ケア研修など)(各職員 1 回以上)

③「上京区障がい児者支援ねっとわーく」勉強会への参加(年 6 回)

5. 上京区障害児者生活支援連絡会(年 5 回程度)

(仮称)えのき会西町事業所整備事業計画

所在 京都市伏見区桃山町西町8番
地籍 327.27㎡(98.99坪)公簿
地目 宅地 都市計画 市街化区域
建蔽率 60% 容積率 200% 間口 9.06m
コンセプト

法人の理念である「重い障害があっても、地域の中であたり前に暮らす」ことができる社会の実現に向け、さらに、社会福祉法人の使命でもある「共生社会の実現」に貢献し、地域住民とともに歩み心豊かに暮らせる社会を目指し、あらたに事業所を建設する。

設計施工業者 積水ハウス株式会社 京都支店
建築面積 約192㎡
延床面積 約533㎡
重量鉄骨耐火構造3階建

- 一階 えのき会西町事業所事務室・更衣室
さくらの家西町分室(定員8名)
厨房・食堂・訓練室(ロッカー10)・浴室・洗面・障害者トイレ・男女トイレ
エントランスホール
風徐室
- 二階 共同住宅
2室;トイレ・洗面・ユニットバス・クローゼット
3室ワンルーム(トイレ・洗面)
共同ユニットバス・脱衣室(洗濯機スペース・汚物洗い)
共同リビング・キッチン
宿直室(休憩室)
*居室は施錠付き・引き戸が基本
- 三階 研修ホール(約60~70人程度収容)
スクリーン・プロジェクタ・音響付
会議室・障害者トイレ・トイレ3
湯沸かし室
- 共通 全館二足制・階段・エレベーター(ストレッチャー対応可)
スプリンクラー設備・火災報知設備
- 外溝 駐車場2台・駐輪場